

件名

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の一部を改正する件

○ 個人情報保護委員会
金融 融 庁 告示第 号

個人情報保護の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和五年個人情報保護委員会規則第五号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成二十九年 個人情報保護委員会 告示第二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>Ⅲ. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に定める「委託先の監督」について</p> <p>金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第10条第3項に基づき、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し、個人データの取扱いを委託するとともに、委託先における当該個人データの<u>安全管理のための措置</u>の実施を確保しなければならない。</p> <p>[6-1～6-2 略]</p> <p>(委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容)</p> <p>6-3 金融分野における個人情報取扱事業者は、委託契約において、次に掲げる安全管理に関する事項を盛り込まなければならない。</p> <p>① [略]</p> <p>② 委託先における<u>漏えい等</u>の防止及び目的外利用の禁止</p> <p>[③・④ 略]</p> <p>(注) [略]</p> <p>6-4 [略]</p>	<p>Ⅲ. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に定める「委託先の監督」について</p> <p>金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第10条第3項に基づき、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し、個人データの取扱いを委託するとともに、委託先における当該個人データ<u>に対する安全管理措置</u>の実施を確保しなければならない。</p> <p>[6-1～6-2 同左]</p> <p>(委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容)</p> <p>6-3 金融分野における個人情報取扱事業者は、委託契約において、次に掲げる安全管理に関する事項を盛り込まなければならない。</p> <p>① [同左]</p> <p>② 委託先における<u>個人データの漏えい等</u>の防止及び目的外利用の禁止</p> <p>[③・④ 同左]</p> <p>(注) [同左]</p> <p>6-4 [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	
